

文部時報 第五百七十九號 目次

卷頭 (格言四則)

高等小學商業教科書の編纂に就いて

文部省圖書監修官 桑木來吉

圖書館事業の再検討

帝國圖書館長 松本喜一

教育方法の原理 (二)

前廣島高等師範學校教授 佐藤熊治郎

特色ある中等學校の施設

地方產業指導開発に關する實況について 長野縣長野工業學校
實科中農業及肥料養蠶等の特殊施設と其の經營並に
自治勤勞寄宿生活の實際に就いて 大分縣長洲實科高等女學校

最近に於ける外國の學校を觀て

倫敦の子供

文部省在外研究員 東京高等學校教授 松浦嘉一

訓令 文部省訓令第二號(地方社會教育職員中改正)——同第三號(商船學校教練教授要目) 四二
告示 文部省告示第七十號(田島高等公民學校名稱等變更認可)——同第七十一號(報德商業學校
第二部設置認可)——同第七十二號(北海道稚內町ヲ地方測候所位置ニ指定)——同第七十三號(稚內測候所設置認可)——同第七十四號(京都府立二中夜間中學同三中夜間中學卒業
者學力指定)——同第七十五號(小學書方手本尋常科用第五學年上甲種等定價)——同第七十六號(惠那實科女學校名稱變更認可)——同第七十七號(長崎工業學校、佐世保工業學校
設置認可)——同第七十八號(重要美術品等認定)——同第七十九號(鳥取育體學校改稱認可)——同第八十號(東白川農業學校入學資格變更認可)——陸軍省文部省告示第一號(明倫
夜間中學外二校兵役法認定)

敍任及辭令 (自昭和十二年三月一日至同十日公表ノ分等)

彙報 帝國學士院總會及部會——學位授與認可——講師囑託並解聘——文部省直轄學校學生募集
(東北帝國大學工法文學部、大阪帝國大學理學部長崎醫科大學)——檢定教科用圖書——實業學校長認可——公立圖書館司書檢定試驗合格者——青年學校歌詞入選者等——圖書推薦——同認定——蓄音機「レコード」推薦——法人設立許可——退職——死去

四三

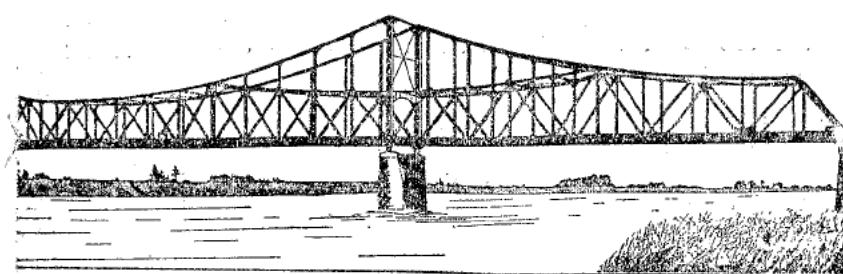
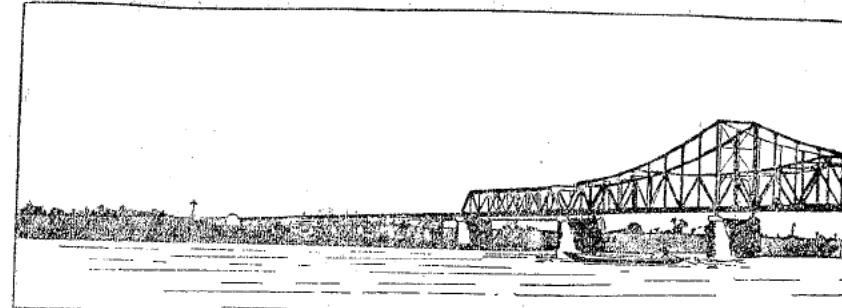
五一

六〇

文教問題

地 方 學 事 消 息

六一





圖書館事業の再検討

帝國圖書館長 松 本 喜 一

我國の圖書館は、輓近長足の發足を遂げ、全國大小の圖書館が五千館の多數を算する盛況を呈するに至つた事は、わが文運の隆昌を物語る事象として吾人の慶祝に堪へざるところである。しかしながら、仔細にこれを検討すれば、眞に圖書館の機能を發揮しつゝあるものは甚だ少く、殊に圖書館に關する國民の知識は極めて幼稚で、其種別乃至規模に對する觀念の如きも亦頗る明確を缺き、未だ混沌の域を脱せざるの現情は到底歐米諸國とは日を同じうして論すべきではない。今や吾人はわが國民の圖書館に關する教育及び其經營の實際について再検討を行ひ、其認識を新にするの要あるを痛感するもので、斯業の改善は實に我が國民の教育乃至文化の進展上忽ち附すべからざる要緊の問題である。

ジョン博士を委員長とする十一名の委員を任命して、銳意其調査にあたらしめ、一九二七年以來其報告を基調として圖書館の經營施設の刷新に努めてゐる事も亦周知の事實である。而して一九三三年ロンドンに國民中央圖書館の建設されたのは、實に調査委員會の要望に應ぜんとする施設に外ならぬのである。即ち同委員會は英帝國內に於ける各圖書館が相互の協力なしには、其機能を十全ならしめる事が出來ぬと爲して、其中央機關として大英博物館圖書館が、地方圖書館の要求に應する圖書の配給機關たらん事を政府に具申したのであつたが、由來國立圖書館は館内閲覽を主眼とする参考圖書館で、圖書の保存を重要な使命とする關係上、遙かに其傳統を擲つて館外帶出を認むる事の困難な事情から、曩にカーネギー財團によつて、青年學徒の爲に建設された學生中央圖書館が其改組擴充によつて國民中央圖書館としての新使命を帶びる事となつて、新に館舍の建築と圖書の蒐集とに着手したのであつた。而して其開館式にはジョージ五世陛下が皇后陛下と共に臨御せられ、陛下御手づから鍵を執つて開館の事を行はせられ、いと嚴肅なる式典を舉げさせ給うた事は、當時英國圖書館界をいたく感激せしめたものであつた。

此事あつて後、翌三四年にはケンブリッヂ大學の中央圖書

圖書館は、勿論、其語義が示す如くに、圖書の貯藏所であつて、廣義に所謂知識の寶庫である。乍併、近代の圖書館は單なる書庫であつてはならない。それが國民の教育に寄與するものであり、一國文化の向上に貢獻する所のものであらねばならぬ事は、今改めて贅言を要せざるところである。歐米諸國に於ては夙に斯業の重要性が普く認識され、輓近特に其普及と改善とに努力を傾注しつゝある事は、餘りに顯著なる事實である。

先づ一例を英國にとつてみると、大英帝國が大戰後その國民の教育を向上せしむる目的を以て、學校教育の改善を斷行すると共に、更に社會教育の中樞機關たる公共圖書館の振興を期せんがために、一九二四年を以て大英博物館圖書館長ケ

館、マンチエスター市中央圖書館等の新築工事が相尋いで竣工を告ぐる等、英國の館界が頗る活氣を呈するに至つたのは、全く政府の圖書館振興策の成果に外ならぬのである。

近くはドイツがヒットラー政權の確立と共に、一九三三年十二月二十八日を以て先づブロイセンに於ける公共圖書館の規程改正を斷行し、公共圖書館を以て國策の宣傳並に國民教育の機關たらしめるがために、圖書館の根本的變革を企て、藏書に對する厳格なる検討を行ふと共に、出版業者をして圖書館備付圖書の割引を爲さしめ、更に其職員に關する規程を改正して、司書の如きは一定の圖書館的教習を経るに非ざれば、大學出身者と雖も一切採用せざる事とし、ベルリン市圖書館長のウキルヘルム・シエヌステルを拔擢してブロイセンに於ける公共圖書館統制の任に就かしむるなど、圖書館をして着々國策遂行の機關たらしむるの實を擧げしめんとしつゝあるが如きは、吾人の注目に値する所である。曩に一九二九年の三月、政府並に文藝院の共同主催によつて「書物デー」なる國民の大文化運動を舉行して、全國各書肆をして詩聖ゲーテの著書を陳列せしむるの外、國會議事堂に於て一大講演會を開催し、時の内相ゼエヴエリングを始め大學教授や各政黨の領袖や出版界の長老等が交々壇上の人となつて、國民讀

書の向上を高唱した事があつたが、昨年はまた十月二十五日より一週間に亘つて「ブッフ・ウォッヘ(圖書週間)」を挙行し、ワイマールを中心として、全國各地に於て盛大なる會合を催し、ワイマールに於けるゲッベルス宣傳相の獅子吼はラヂオを通して全國に放送せられたが、更に選ばれたる二百五十種の圖書を各書肆に陳列させて、大衆の觀覽に供するなど、國民に對する讀書指導によつて、非獨逸的圖書の排撃に努力しつゝある事の如きは、實にドイツに於ける圖書館運動の動向を暗示せるもので、吾人の等閑に附すべからざる事象たるを失はぬのである。

我國は世界に於ける出版國の尤なるものである。年々刊行される圖書の總數は約三萬餘種に上り、ソ聯邦に次いで世界出版界の第二位を占むる盛況を示してゐる。これ等の出版物中政治、經濟、社會、文學美術等に至つては外國圖書の翻譯刊行せられるものも亦多數に上り、これが閱讀による思想上の影響は蓋し思ひ半ばに過ぐるもののが存するのである。これ等の圖書刊行物は勿論政府に於て嚴密なる檢閱を行ひつゝはあるが、所謂行政處分を免れた多數の圖書群中には、思想の悪化、風紀の頽廢を招來するものも亦決して尠くないのである。尤も現下のわが出版界や讀書界は著しく復古的傾向を

規程を定められた事は、まさに館内多年の要望に應ぜる施設であつて、まことに斯界革新上一時機を劃せるものと謂つべきである。然るに新令公布以來既に三年有半の歲月を閱みせんに拘らず、未だ中央機關の指定を了せざる府縣があり、また中央圖書館の指定を見たる府縣にあつても、專任館長を任命せず兼任者を以て間に合せて置く同が往々あるのは、勅令改正の精神に照しまことに遺憾に堪へざるところである。故に近代圖書館に關する認識を深むる方法を講じ以て勅令規定の施設を完全に實行せしむることが刻下の急務であると思ふ。

歐米諸國に於ては圖書館を以て或は文化のパロメーターであるといひ、或は文化の殿堂なりと稱してゐる。實際にロンドンの大英博物館圖書館や、巴里のビブリオテク・ナショナルや伯林のスターツビブリオテークや、或はワシントンの議院圖書館等を觀察すれば、其規模は雄大に、其建築は壯麗で、且つ經費も豊かに、其藏書も亦いづれも數百萬冊の多數に上つて、廣く百科の資料を網羅せることや、眞摯な學徒の研究的態度の眞刻な姿などは、文字どほり文化の殿堂に在る心地がして、圖書館を以て一國文化のパロメーターと稱するも過言に非ざるを見るのであるが、我國圖書館の現情は遺憾

帶び來つて、圖書館に於ける閱覽現象に徴すれば、日本主義的なものが多數の讀者を吸收しつゝあるが、吾人は固よりかうした一時的現象を以て樂觀する事を許されないのである。勿論、吾人は敢て讀書の自由を拘束せんとするものではないが、我國の出版界や讀書界の現状に察すれば、國民大衆に對し、殊に年少學徒に對しては所謂漫讀の弊を匡救せんが爲めに、これ等多數の刊行物を全面的に検討して、國民の教養學術の研究に資せらるべき資料を提供し、且つ其閱讀を指導するべき圖書館活動の一層積極的なるべき必要を痛感するのである。此意味から私は我國に於ける圖書館事業に對して更に全面的の考察を加へられんことを要望せんとするものである。

昭和八年六月文部省が圖書館令の改正を斷行された事は、如上の觀點から寔に時宜に適する措置であつたと思ふのである。殊に此改正によつて新に中央圖書館の制度を設けられ、道府縣の地方長官が文部大臣の認可を経て、それ／＼中央圖書館を指定して管内に於ける圖書館事業の統制機關たらしめ、中央館自體の經營によつて範を管内に垂れしむるのみならず、或は管内の圖書館活動を援助し、或は新業改善の素因たるべき館員の教養を擔當せしむる外、中央圖書館長をして常に管内に於ける圖書館を觀察指導すべき任務に服せしめる

ながらそれ等に及ばざること甚だ遠しといはねばならぬ。

我國多數の公共圖書館は其建築設備の不十分なるを始めとして、藏書經費共に少く、且つ其運營の衝に當る職員も極めて少數で、而も專門的教養を有するもの亦寥々たる點は、歐米の夫に比すれば實に格段の遜色あるを免れないものである。隨つてわが圖書館の現情は到底文化の殿堂などと稱する事は出來ないといはねばならぬ。世間往々にして米國に於ける斯業の隆昌を以て、一に其財力の豊富なるに基因するが如く思惟する者あるも、此の如きは全く皮相の觀察であつて未だ其眞髓を究めざるものといはねばならぬ。

米國は實に近代圖書館運動の先驅者である。歐洲人が從來學校、教會、家庭の三者を以て近代文明の要因となせるに對して、米國人が更に圖書館を以て其一原因となせるが如きは、よく圖書館の文化的意義を會得せるが爲でなければならぬ。米國に於てはマサチューセッツ州が世界に率先して圖書館法を制定し、圖書館稅を設定して公共圖書館の建設維持の資に充てしめたが、爾來圖書館法の制定は四十八州に及び、之が米國斯業の發達を促すに至つた主因となつたことは敢て私の冗談を俟つまでもない。蓋し彼等がブッキッシュ・ビーブルとして、讀書の教育的文化的意義に徹底せるが爲でなけ

ればならぬ。米國の圖書館が其建築設備に於て、藏書經費に於て、世界第一を誇るの現情は、一面に於て財力の豊富なるによる事は固より看過すべからざる所ではあるが、畢竟するに圖書館に對する國民的理諒と政府の獎勵と圖書館人の自覺による新使命の樹立とに基因するものと見るべきであらう。

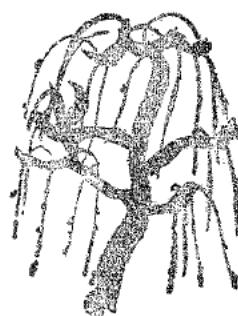
さればわが圖書館の微力と其活動の消極的な現情を打開するには、勿論經費の増額を以て最も急務とするものであつて、吾人が地方財政の窮乏に鑑みて、國庫補助の要あるを高唱しつゝある所以亦實に茲に存するのである。しかしながら、經費の増額には自から限度があり、また實に經費の増額のみを以て斯業の振興を期することは出來ない。斯業振興の要諦は實に圖書館の組織化と人的要素の改善に存すと言はねばならぬ。即ち圖書館の組織化によつて全國大小の圖書館が其藏書の相互貸借を行ふに至れば、著しく其活動能力を強化せしめて其機能を活潑ならしむる事を得べきは、獨逸について見るも吾人は容易に之を實證することが出来る。此の如き意味からも私は先以て改正令による中央圖書館を悉く道府縣に設置せしむるを以て急務と爲すと共に、更に帝國圖書館の官制を改正して全國斯界の中央機關たらしめ、地方圖書館の指導援助に努めしむるの要あるを痛感するものである。而してこ

て、普く社會人の讀書指導に任せしめ、時代が要求する圖書館の職能を完うせしめんとするには、斯業につきより深き教養ある士を配置せねばならぬ。規模の極めて小なる圖書館の司書は姑く之を措き、道府縣の中央圖書館に於ける司書の如きは少くとも中等教員と同等以上の資格あるものたることを要するのであつて、義に公立圖書館職員の改正によつて、館長司書の待遇が中等學校職員と全く同待遇に進められたる所以も、亦實に茲に存するものでなければならぬ。而して待遇の改善は其職責の重大なるを加へたもので、従つて道府縣の中央圖書館に從事する司書の資格を改善すべきは固より自明の理でなければならぬ。此意味からして私は將來高級なる司書検定規程を制定するの必要あるを思ふものである。

由來圖書館は社會教育の機關とせられてゐるが、その機能を廣義に解釋すれば、其對策とする所は必ずしも成人のみではない。近代の圖書館は實に老若男女を問はず、貴賤貧富を論せず、普く社會人に利用せらるべき綜合的の教育文化の機關であつて、即ち廣義の國民教養の機關と謂つべきである。且つ夫れ、我國現下の情勢は國體觀念を明徴にし、國民精神を作興し、國民生活の向上、國防の強化に向つて更に努力を新にすべきの秋に際會してゐるのである。而して國民生活に

より所謂援助とは勿論一にして足らずと雖も、當面の緊要なる問題としては其藏書の貸出に先づ指を屈せねばならぬのである。併しながら、帝國圖書館は一國文化の保存機關として、一面典籍の保存を以て其重要なる一使命と爲すものであるから、現在の情勢に於ては普く全國の要求に應じて貸出を實施する事は固より不可能である。故に政府は特に同館に貸出部を設置せしめて、地方圖書館に於て購ひ得ざる圖書文獻の供給に當たらしめる事があるのである。英國がブリチッシュ・ミューズィアムの圖書館の外に特に國民中央圖書館を新設したのに比すれば、極めて容易に經濟的に其效果を收める事が出来るであらうと思はれる。かくして各圖書館が社會人をしてこれ等の典籍記錄を十分に利用せしむるためには、讀書の指導に任ずべき館員の問題に關して更に深甚の注意を拂ふべきはいふまでもない所である。由來我國に於ける斯業の萎微沈滯せるは、實にこの人的要素の甚だしく輕視されて居た結果であつて、隨つて最近わが國民が司書検定規程を公布せられたのは、斯業刷新のためまことに歓びに堪へざる所である。

しかしながら、司書の任務は單に圖書の整理事務に止まるものではない。苟も圖書館員をして社會教育の前線に立つ



文部時報行計摘要

目的 本省行政ニ關スル法令並ニ諸般ノ施設事項ヲ周知セシムルト共ニ所管ノ行政及教育機關等ノ聯絡提携ニ便ナラシムルヲ以テ目的トス

二 内容 本時報登載事項ノ大要左ノ如シ

詔

書

勅訓

訓

勅

語

法

律

令

告

省

令

告

法

令

告

省

令

告

法

令

告

法

令

告

法

令

告

法

令

告

法

令

告

法

令

告

法

令

告

法

令

告

法

令

告

法

令

告

法

令

告

法

令

告

法

令

告

法

令

告

法

令

告

法

令

告

法

令

告

法

令

告

法

令

告

法

令

告

法

令

告

三 編纂文部時報編纂ノ爲編纂委員長並編纂委員若干名ヲ置ク
編纂委員長ハ文書課長ヲ以テ之ニ充テ編纂委員ハ文書課員中ヨリ之ヲ
命ズ
必要アルトキハ審査委員ノ意見ヲ求ムルコトアルベシ

資料蒐集ノ爲省内各局課ニ文部時報告委員ヲ置ク
文部時報告委員ハ各部局課ノ理事官、屬、嘱託等ヲ以テ之ニ充ツ
必要ニ應ジ直轄各部、各府縣其ノ他ヨリ資金ヲ求ムルコトヲ得

四 発行 本時報ハ菊版、每號約六十四頁、定價貳拾錢ヲ標準トシ毎月出
同一ノ日ヲ發行期日トス

發行所		帝國地方行政學會		表價定	
東京市京橋區銀座西七丁目一番地	印 刷 所	東京市牛込區西五郎町五十二番地	發 行 者	昭和十二年三月十九日印刷納本(第五七九號)	一ヶ月 金 七 圓 贳 錢
電話銀座六六〇、六六一、六六二、六六三番	行政學會印刷所第二工場	東京市牛込區西五郎町五十二番地	印 刷 者	昭和十二年三月二十一日發行(第五七九號)	六ヶ月 金 參 圓 六 贳 錢
接替時金口座東京十三番	電話牛込二九九六番	仁 兵 衛	發 行 者	右を文部省の御指定に依つたものです	一年 金 贳 錢
		平	印 刷 者	● 御社文は總て前金に願ひます前金切 れの場合は送本いたしません	送 料
		衛	發 行 者	四分ノ一頁拾圓、二分ノ一頁參拾圓、 一頁拾八圓とす	共
		平	印 刷 者	掲載頁數は壹部毎に拾參頁を超ゆること	
			發 行 者	右を得ず	
			印 刷 者	● 金申受けます増大號發行の節は別に代	
			發 行 者	場合は送本いたしません	
			印 刷 者	四分ノ一頁拾圓、二分ノ一頁參拾圓、	
			發 行 者	一頁拾八圓とす	
			印 刷 者	掲載頁數は壹部毎に拾參頁を超ゆること	
			發 行 者	右を得ず	
			印 刷 者	● 金申受けます増大號發行の節は別に代	
			發 行 者	場合は送本いたしません	
			印 刷 者	四分ノ一頁拾圓、二分ノ一頁參拾圓、	
			發 行 者	一頁拾八圓とす	
			印 刷 者	掲載頁數は壹部毎に拾參頁を超ゆること	
			發 行 者	右を得ず	
			印 刷 者	● 金申受けます増大號發行の節は別に代	
			發 行 者	場合は送本いたしません	
			印 刷 者	四分ノ一頁拾圓、二分ノ一頁參拾圓、	
			發 行 者	一頁拾八圓とす	
			印 刷 者	掲載頁數は壹部毎に拾參頁を超ゆること	
			發 行 者	右を得ず	
			印 刷 者	● 金申受けます増大號發行の節は別に代	
			發 行 者	場合は送本いたしません	
			印 刷 者	四分ノ一頁拾圓、二分ノ一頁參拾圓、	
			發 行 者	一頁拾八圓とす	
			印 刷 者	掲載頁數は壹部毎に拾參頁を超ゆること	
			發 行 者	右を得ず	
			印 刷 者	● 金申受けます増大號發行の節は別に代	
			發 行 者	場合は送本いたしません	
			印 刷 者	四分ノ一頁拾圓、二分ノ一頁參拾圓、	
			發 行 者	一頁拾八圓とす	
			印 刷 者	掲載頁數は壹部毎に拾參頁を超ゆること	
			發 行 者	右を得ず	
			印 刷 者	● 金申受けます増大號發行の節は別に代	
			發 行 者	場合は送本いたしません	
			印 刷 者	四分ノ一頁拾圓、二分ノ一頁參拾圓、	
			發 行 者	一頁拾八圓とす	
			印 刷 者	掲載頁數は壹部毎に拾參頁を超ゆること	
			發 行 者	右を得ず	
			印 刷 者	● 金申受けます増大號發行の節は別に代	
			發 行 者	場合は送本いたしません	
			印 刷 者	四分ノ一頁拾圓、二分ノ一頁參拾圓、	
			發 行 者	一頁拾八圓とす	
			印 刷 者	掲載頁數は壹部毎に拾參頁を超ゆること	
			發 行 者	右を得ず	
			印 刷 者	● 金申受けます増大號發行の節は別に代	
			發 行 者	場合は送本いたしません	
			印 刷 者	四分ノ一頁拾圓、二分ノ一頁參拾圓、	
			發 行 者	一頁拾八圓とす	
			印 刷 者	掲載頁數は壹部毎に拾參頁を超ゆること	
			發 行 者	右を得ず	
			印 刷 者	● 金申受けます増大號發行の節は別に代	
			發 行 者	場合は送本いたしません	
			印 刷 者	四分ノ一頁拾圓、二分ノ一頁參拾圓、	
			發 行 者	一頁拾八圓とす	
			印 刷 者	掲載頁數は壹部毎に拾參頁を超ゆること	
			發 行 者	右を得ず	
			印 刷 者	● 金申受けます増大號發行の節は別に代	
			發 行 者	場合は送本いたしません	
			印 刷 者	四分ノ一頁拾圓、二分ノ一頁參拾圓、	
			發 行 者	一頁拾八圓とす	
			印 刷 者	掲載頁數は壹部毎に拾參頁を超ゆること	
			發 行 者	右を得ず	
			印 刷 者	● 金申受けます増大號發行の節は別に代	
			發 行 者	場合は送本いたしません	
			印 刷 者	四分ノ一頁拾圓、二分ノ一頁參拾圓、	
			發 行 者	一頁拾八圓とす	
			印 刷 者	掲載頁數は壹部毎に拾參頁を超ゆること	
			發 行 者	右を得ず	
			印 刷 者	● 金申受けます増大號發行の節は別に代	
			發 行 者	場合は送本いたしません	
			印 刷 者	四分ノ一頁拾圓、二分ノ一頁參拾圓、	
			發 行 者	一頁拾八圓とす	
			印 刷 者	掲載頁數は壹部毎に拾參頁を超ゆること	
			發 行 者	右を得ず	
			印 刷 者	● 金申受けます増大號發行の節は別に代	
			發 行 者	場合は送本いたしません	
			印 刷 者	四分ノ一頁拾圓、二分ノ一頁參拾圓、	
			發 行 者	一頁拾八圓とす	
			印 刷 者	掲載頁數は壹部毎に拾參頁を超ゆること	
			發 行 者	右を得ず	
			印 刷 者	● 金申受けます増大號發行の節は別に代	
			發 行 者	場合は送本いたしません	
			印 刷 者	四分ノ一頁拾圓、二分ノ一頁參拾圓、	
			發 行 者	一頁拾八圓とす	
			印 刷 者	掲載頁數は壹部毎に拾參頁を超ゆること	
			發 行 者	右を得ず	
			印 刷 者	● 金申受けます増大號發行の節は別に代	
			發 行 者	場合は送本いたしません	
			印 刷 者	四分ノ一頁拾圓、二分ノ一頁參拾圓、	
			發 行 者	一頁拾八圓とす	
			印 刷 者	掲載頁數は壹部毎に拾參頁を超ゆること	
			發 行 者	右を得ず	
			印 刷 者	● 金申受けます増大號發行の節は別に代	
			發 行 者	場合は送本いたしません	
			印 刷 者	四分ノ一頁拾圓、二分ノ一頁參拾圓、	
			發 行 者	一頁拾八圓とす	
			印 刷 者	掲載頁數は壹部毎に拾參頁を超ゆること	
			發 行 者	右を得ず	
			印 刷 者	● 金申受けます増大號發行の節は別に代	
			發 行 者	場合は送本いたしません	
			印 刷 者	四分ノ一頁拾圓、二分ノ一頁參拾圓、	
			發 行 者	一頁拾八圓とす	
			印 刷 者	掲載頁數は壹部毎に拾參頁を超ゆること	
			發 行 者	右を得ず	
			印 刷 者	● 金申受けます増大號發行の節は別に代	
			發 行 者	場合は送本いたしません	
			印 刷 者	四分ノ一頁拾圓、二分ノ一頁參拾圓、	
			發 行 者	一頁拾八圓とす	
			印 刷 者	掲載頁數は壹部毎に拾參頁を超ゆること	
			發 行 者	右を得ず	
			印 刷 者	● 金申受けます増大號發行の節は別に代	
			發 行 者	場合は送本いたしません	
			印 刷 者	四分ノ一頁拾圓、二分ノ一頁參拾圓、	
			發 行 者	一頁拾八圓とす	
			印 刷 者	掲載頁數は壹部毎に拾參頁を超ゆること	
			發 行 者	右を得ず	
			印 刷 者	● 金申受けます増大號發行の節は別に代	
			發 行 者	場合は送本いたしません	
			印 刷 者	四分ノ一頁拾圓、二分ノ一頁參拾圓、	
			發 行 者	一頁拾八圓とす	
			印 刷 者	掲載頁數は壹部毎に拾參頁を超ゆること	
			發 行 者	右を得ず	
			印 刷 者	● 金申受けます増大號發行の節は別に代	
			發 行 者	場合は送本いたしません	
			印 刷 者	四分ノ一頁拾圓、二分ノ一頁參拾圓、	
			發 行 者	一頁拾八圓とす	
			印 刷 者	掲載頁數は壹部毎に拾參頁を超ゆること	
			發 行 者	右を得ず	
			印 刷 者	● 金申受けます増大號發行の節は別に代	
			發 行 者	場合は送本いたしません	
			印 刷 者	四分ノ一頁拾圓、二分ノ一頁參拾圓、	
			發 行 者	一頁拾八圓とす	
			印 刷 者	掲載頁數は壹部毎に拾參頁を超ゆること	
			發 行 者	右を得ず	
			印 刷 者	● 金申受けます増大號發行の節は別に代	
			發 行 者	場合は送本いたしません	
			印 刷 者	四分ノ一頁拾圓、二分ノ一頁參拾圓、	
			發 行 者	一頁拾八圓とす	
			印 刷 者	掲載頁數は壹部毎に拾參頁を超ゆること	
			發 行 者	右を得ず	
			印 刷 者	● 金申受けます増大號發行の節は別に代	
			發 行 者	場合は送本いたしません	
			印 刷 者	四分ノ一頁拾圓、二分ノ一頁參拾圓、	
			發 行 者	一頁拾八圓とす	
			印 刷 者	掲載頁數は壹部毎に拾參頁を超ゆること	
			發 行 者	右を得ず	
			印 刷 者	● 金申受けます増大號發行の節は別に代	
			發 行 者		